

一般社団法人日本外科感染症学会定款施行細則第1号

第1条 正会員及び準会員

1. 正会員，準会員は，本法人の主催する学術集会において研究成果を発表することができる。その際，共同発表者も本法人会員又は準会員であることを要する。
2. 正会員，準会員は，会員総会に出席し議事により議長の許可を得て発言することができる。

第2条 名誉会長，名誉会員および特別会員

1. 名誉会長，名誉会員および特別会員は，社員総会に出席することができる。
2. 名誉会長，名誉会員および特別会員は，理事会の議を経て社員総会で承認する。

第3条 賛助会員

賛助会員は，本法人の学術集会において研究成果を発表することができる。

第4条 理事長

1. 理事長は，第5条に定める理事の選挙により次期理事が確定した後に開催される理事会において，理事の互選により選出されるものとする。次項に定める理事の選挙の中間年の理事の再任の際は，理事再任承認の社員総会後の理事会において選出されるものとする。
2. 任期中の理事長に事故等あるときは，理事会は速やかに後任理事長を選出する。その任期は，前任者の残任期間とする。

第5条 理事

1. 理事の選挙は4年に一度行い，選挙の年には，選挙の結果が承認されるものとし，選挙の年の中間にあたる年の理事の再任については社員総会の承認事項とする。
2. 理事は，以下に定める全ての資格を有する者が候補者となりうる。
 - (1) 満65歳未満の評議員。ただし，一般社団法人移行時の理事選挙についてはこの限りでない。
 - (2) 理事になる時点で連続5年以上の会員歴を有し，会費を完納している者
 - (3) 外科感染症学の分野で顕著な研究実績を有し，本法人に大いなる貢献をしたと評価された者
3. 定期改選時以外の時に選出された理事の任期は，次回の定期改選時までとする。
4. 理事は，その任期中は評議員の資格を有するものとする。
5. 理事になることを希望する者は，所定の書類を学会事務局に提出しなければならない。
6. 理事は監事を兼ねることはできない。

第6条 監事

1. 監事は，理事を除く評議員の中から社員総会の選挙によって決定される。
2. 監事になることを希望する者は，所定の書類を学会事務局に提出しなければならない。

第7条 評議員

1. 評議員は，次項に定める有資格者の中から理事会の推薦により，改選前の社員総会の承

認を得て決定される。

2. 評議員となり得るものは、原則として次の全ての資格を有する者とする。

(1) 原則として満 67 歳未満の正会員

(2) 評議員になる時点で連続 3 年以上の会員歴を有し、会費を完納している者

(3) 外科感染症学の分野で論文や学会発表をする等一定の業績を有する者

(4) 評議員 2 名の推薦を得た者

3. 前項第 1 号にかかわらず、準会員または賛助会員の中で極めて本法人に貢献した者も評議員として選任される資格を有するものとする。

4. 定款第 17 条の規定は新規の評議員のみに該当し、再任には適用されない。

5. 評議員になることを希望する者は、所定の申請書と推薦書を理事会に提出しなければならない。

第 8 条 学術集会会長、次期会長、次々期会長

1. 会長、次期会長、次々期会長になることを希望する者は、所定の書類を予め理事長に届け出なければならない。

2. 会長の任期は、前の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了までとし、再任はできない。

3. 次期会長、および次々期会長の任期は、前の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了までとし、再任はできない。

4. 会長、次期会長、および次々期会長は 1 名の当番幹事を指名することができる。当番幹事は理事会に出席することができる。

第 9 条 会費

本法人の年会費は次のとおりとする。

(1) 役員及び評議員 年額 15,000 円

(2) 上記以外の正会員 年額 10,000 円

(3) 準会員 年額 5,000 円

(4) 賛助会員 年額 50,000 円 (一口)

第 10 条 付則

1. 本細則は理事会および社員総会の議決を経なければ変更できない。

2. 本細則は平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

3. 本法人設立時に、任意団体日本外科感染症学会の評議員であった者は、本法人の評議員に選任されたものとみなす。本法人設立時に評議員及びこの規定により評議員になった者の任期は平成 21 年定期社員総会終了時までとする。

4. 本法人設立時に、任意団体日本外科感染症学会会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。